

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置）に係る面談

2. 日時：令和5年1月27日（金）15時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 6階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

佐藤室長補佐、新井安全審査官、塩唐松係長

高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

東京本社 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当7名（うち3名はテレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（スラリー安定化処理設備の設置）において参考とする使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用規則」という。）のうち、適用する条文の認識について、資料に基づき説明があった。

- ◆ 常時負圧について
- ◆ 使用前検査対象施設について
- ◆ 使用施設等について

- 原子力規制庁は上記説明を受けた内容について、以下のコメントを伝えた。

- スラリー安定化処理設備に対して原子炉等規制法に基づき使用規則をそのまま適用するのではなく、措置を講ずべき事項を満たす上で使用規則の関係基準を参照するものであり、「（使用規則の）使用前検査対象施設に該当しない」等の理由により、その参照の要否を決めるものではないこと、また当該設備は特定原子力施設として使用前検査の対象施設でもあり、使用規則のうち使用前検査対象施設が主語となっている規制要求も基本的に考慮する必要があること。
- スラリー安定化処理設備のうち、閉じ込め機能を有する機器等について、地震時の公衆被ばく影響のみを考慮した設計を検討しているが、作業員の被ばくや建屋内汚染等の影響等を含めた検討も行うこと。その際、他事業者の設計事例（同等の設備でどのような設計がなされているか等）も参考にすること。
- 耐震クラスの設定の考え方については、機器等の不具合を起因とする事故影響評価等が混在した考え方となっていることから、まずは当該設備が有する機能を機器毎に整理した上で、当該安全機能が喪失した場合の影響を評価し、耐震クラスを検討すること。
- 上記の点を含めて、現状の審査上の課題やスケジュールについては、今後の1F技術会合で説明できるよう準備すること。

6. その他

資料：スラリー安定化処理設備の適用法令について